

平成28年度「森の名手・名人」選定 実施要領

1 目的

森や山に関わる生業や、日本の風土・地域生活に染み込んだ営為（以下「生業等」という。）のうち、すぐれた技をもってその業を究め、他の技術・技能者、生活者たちの模範となっている達人たちのことを「森の名手・名人」と称します。

このプロジェクトは、こうした「森の名手・名人」を顕彰することによって、社会一般に『森を再生していくさまざまな技術の大切さ』や『山とかかわり続けていくことの豊かさ』をひろめ、併せて、その技を育んできた地域の自然と当地の気風を守り育てていくことを目的とします。

2 選定の要件

(1) 「森の名手・名人」は、次の全ての要件を満たす者のうちから選定します。

- ① 年齢50歳以上であること
- ② 森や山に関わる生業等に従事する経験年数が20年以上であること
- ③ 森や山に関わる生業等において極めて優れ、かつ特色ある技能を有すること
- ④ 森や山との関わり、身の処し方、地域社会との関わり等を通じて、同業者及び地域社会において模範とされていること
- ⑤ 過去において「森の名手・名人」に認定されていないこと

(2) 「森の名手・名人」は、次の部門ごとに選定します。

① 森づくり部門

樵・そま師・木挽師、木馬・修羅づくり、筏師（川流し・流運材）、運搬集材、道具改良、造林手（枝打ち、下刈り、植え付け、地拵え、苗木づくり）、道づくり、木登り等

（注）森づくりのボランティア活動は含みません。

② 森の恵み部門

マタギ、蛇捕り、養蜂、蜂の子（虫）捕り、檜皮剥手、漆掻き、山菜採り、筍掘り、キノコ採り、シイタケ栽培、山芋・葛根掘り、特用樹類生産等

（注）「森の恵み部門」では、森林内で採捕・採取することを主とする生業等のうち、「森づくり部門」に属しない活動を行う者を選定します。

③ 加工部門

木地師、桶・樽職人、曲げ物づくり、指物師、へぎ板づくり、宮大工、船大工、太鼓づくり、桐下駄づくり、竹籠づくり、炭焼き・炭窯づくり、野鍛冶、漆塗り等

(注) 「加工部門」では、木材や竹を利用し、それらに手を加えたり、加工する生業等を行っている者のうち、森林との関わり等について卓越した見識を有する者を選定します。

④ 森の伝承・文化部門

茅葺き、紙漉き、シナ布、からむし織、スゲ細工、蔓細工、神楽面づくり、郷土玩具づくり、草木染め 等

(注) 「森の伝承・文化部門」では、樹皮や蔓、草などを利用し、加工する技術や、伝統工芸品の制作技術など森の伝承・文化に関する技術を有する者のうち、森林との関わりなどについて卓越した見識を有する者を選定します。森林ガイド、樹木医等は含みません。また、趣味や芸術活動等は含みません。

3 選定の手続き

(1) 候補者の募集

2に掲げる要件に該当し、「森の名手・名人」としてふさわしいと思われる方について、別添の推薦書によって、都道府県緑化推進委員会に推薦を求めます。都道府県緑化推進委員会は、都道府県、市町村、林業関係団体、博物館・民俗資料館、マスコミ関係者等からも広く情報収集してください。

(2) 都道府県緑化推進委員会における選定

都道府県緑化推進委員会は、7月8日（金）までに推薦者を選定し、全国選定委員会に推薦していただきます。この推薦に当たっては、上記推薦書に都道府県の事務局（推薦者）のコメントを付していただきます。

(3) 最終選定

森の名手・名人全国選定委員会を開催し、都道府県緑化推進委員会からの推薦書に基づいて、8月上旬～中旬（予定）に最終選定を行います。

4 公表

- (1) 「森の名手・名人」の発表は、8月下旬～9月上旬を目途に行います。
- (2) 「森の名手・名人」発表に当たっては、新聞等に広くPRします。

5 「森の名手・名人」の活動

- (1) 「森の名手・名人」に選定された方には、すぐれた技術の伝承や森との関わり方に関するPR、森の整備に関する提言等の多方面にわたる活動を期待いたします。
- (2) 「第15回“聞き書き甲子園”」による高校生の聞き書きプロジェクトへの協力をお願いします。
(なお、原則として名人に認定された年にご協力をお願いしておりますが、翌年度以降にご協力をお願いする場合があります。)

《問い合わせ先》

公益社団法人 国土緑化推進機構

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館 別館5階

電話 03-3262-8457 (担当 石井、箕輪)

FAX 03-3264-3974

林野庁 森林整備部 森林利用課 山村振興・緑化推進室

東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

電話 03-3502-0048 (担当 高畑、近藤)